

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟

生業訴訟第2陣原告団員募集

県中支部説明会に参加を！



- ① 6月8日（水）18：30～ 郡山中央公民館 第9講義室
電話 024-934-1212
- ② 6月25日（土）13：30～ 大槻ふれあいセンター 第1和室
電話 024-951-1512

原発被害はまだ終わっていない！

国・東電の責任を追及する集団訴訟 第2陣

私たち原告団と弁護団は、2013年3月11日に、原発事故について国と東電の法的責任を、裁判の場で明らかにし、環境回復、健康対策、賠償等々について総ての被害者が救済される制度作りを目指して、第1陣の提訴を行いました。

その第1陣の裁判も3年目を迎え、裁判は終盤に入りつつあります。現在のところ、原告団有利で裁判は進行中ですが、国・東電は「年間20ミリシーベルト以下の被ばくはなんらの権利侵害にはあたらない」として、2015年以降被害切り捨て（福島切り捨て）の姿勢を強めています。帰還後の手当も健康管理の仕組みも十分に用意されないまでの避難指示解除、将来損害を含むとして「2倍相当」を一括支払う形での営業損害の賠償打ち切り、避難者に帰還を強制しかねない住宅無償支援の廃止など、被害はもう終わったとして救済を終了しようとしています。しかし、原発事故の被害は終わるどころか深刻さを益々深めています。

私たち第1陣の原告は3865名を数えますが、原発事故被災県の県人口200万に比べればごくわずかです。被害者がまだまだ存在することを第2陣提訴することで示したいと思います。ぜひ第2陣の原告になってください。一緒に闘いましょう！

★★裏面に必要経費等の記載があります。必ずご覧ください★★

主催：「生業を返せ！地域を返せ！」福島原発訴訟原告団県中支部

連絡先；郡山地方労連 Tel 024-941-6301 Fax 024-941-6302

〈重要〉 必要経費など

- 裁判費用：1万8千円
(9千円ずつの2年分割払いも可)
- 原告団会費：2千円
(1千円ずつの2年分割も可)
- 認印
以上を当日ご持参ください。

《第1陣訴訟の経過》

◎「裁判官の現地調査」

訴訟の前半は、原発事故についての国と東電の法的責任をめぐって審理が続きました。現在は終盤戦に入り、原告の代表35名にそれぞれの被害を法廷で語ってもらう本人尋問を実施しています。

また、裁判官みずから原発事故の被害を現地調査（検証）して欲しいという私たちの願いが実現し、2016年3月には浜通りの現地調査が行われました。これについては地方紙にも大きく取り上げられ、福島民報では第1面に掲載されました。次は中通りです。

△2013年3月11日

第1陣第1次提訴（原告800名で開始）

△2013年9月10日

第1陣第2次提訴（原告1959名になる）

△2014年2月10日

第1陣第3時提訴（原告2579名になる）

△2014年9月10日

第1陣第4次提訴（原告3865名になる）

福島県内の59市町村総てに原告が存在するようになった。

第1陣原告団の皆さんへ

(すでに原告になっている方)

今回の説明会は、第1陣原告団の学習会も兼ねています。訴訟の経過とこれからについて弁護団弁護士から説明があります。裁判に勝利するため、学習し意志を統一しましょう。

また、会費（裁判費用）未納の方はお持ちください。まだ原告になっていないお知り合いを誘って、ぜひおいでください。